

個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿抄本	
行政機関等の名称	胎内市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	胎内市選挙管理委員会事務局 (総務課庶務係)	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づく選挙人名簿	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 投票区、6 転出先市町村 (転出後 4 か月以内)	
記録範囲	胎内市内の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上胎内市の住民基本台帳に登録されている者	
記録情報の収集方法	基本的事項については公選法第 21 条、第 29 条第 1 項により胎内市長から収集 失権者については公選法第 11 条第 3 項、同法施行令第 1 条により本籍地および前住所地選挙管理委員会から収集 要支援者については市民生活課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	新潟地方裁判所、検察審査会事務局 公選法第 28 条の 2 による閲覧	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 選挙管理委員会事務局	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	

様式第1号（第2条関係）

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(実施なし)
備 考	